

特 集 号
6 | 20
平成29年(2017)

北区ニュース



北区避難行動要支援者名簿を作成します



東日本大震災では、多くの高齢者や障害のある方などが犠牲になったことを踏まえ、災害対策基本法が改正されました。このことを受けて、区では、災害が発生したときに**自分の力で避難することが困難で、特に支援が必要な方**を「避難行動要支援者」と定義して、これまで活用してきた「災害時要援護者名簿」から、「避難行動要支援者名簿」へ切り替えを行います。

1 避難行動要支援者名簿の登録対象者

区が指定する登録者と一定条件を満たす希望者を「避難行動要支援者名簿」に登録します。避難行動要支援者名簿の登録対象者は下記の **1**・**2** の方です。

1 区が指定する登録者

(以下の条件に該当する方は、自動的に登録されます。)

- (1) 要介護3～5の認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳の以下の等級の方
 - ・ 上肢1～2級 ・ 下肢1～2級 ・ 体幹1～3級
 - ・ 視覚1～2級 ・ 聴覚2級
- (3) 愛の手帳1・2度の方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の方

対象者の方には、名簿に登録する旨の通知を区から送付します。

通知と併せて「北区避難行動要支援者情報の外部提供同意書」を同封します。内容を確認のうえ、必要事項を記入して、北区健康福祉課健康福祉係へご返送ください(郵送のみ。ファクス不可)。



2 下記のいずれかの条件に該当し、**自力では避難ができず、支援が必要**なため、名簿登録を希望する方

(**1**に該当する方は除く)

- (1) 75歳以上の単身世帯もしくは75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- (2) 要介護もしくは要支援の認定を受けている方
- (3) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (4) 愛の手帳をお持ちの方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (6) 難病医療費受給者など、上記に準ずる方

<登録を希望する方>

「北区避難行動要支援者情報の登録届出書」・「個人情報の外部提供同意書」に必要事項を記入して、北区健康福祉課健康福祉係あてにご提出ください(郵送のみ。ファクス不可)。



※今まで「災害時要援護者名簿」に登録されていた方で、上記**1**に該当しない方には、区から書類を送付しますので内容をご確認ください。

「登録届出書」・「同意書」は、下記の窓口に置いてあります。

健康福祉課健康福祉係	第二庁舎2階⑫番
高齢福祉課高齢相談係	第一庁舎1階⑩番
介護保険課給付調整係	第一庁舎1階⑬番
障害福祉課王子障害相談係	第一庁舎1階①・②番
障害福祉課赤羽障害相談係	赤羽会館6階
障害者福祉センター	北区中十条1-2-18
防災課防災計画係・防災普及係	第一庁舎2階⑭番

※各地域振興室及び各高齢者あんしんセンターの窓口にも置いてありますので、ご活用ください。

2. 名簿の活用方法

名簿情報を平常時から避難支援等関係者〔警察署、消防署、自主防災組織（町会・自治会）、民生児童委員、高齢者あんしんセンター〕へ提供することへの同意を確認します。



同意する

同意した場合、
避難支援等関係者が記載内容確認や
防災意識啓発のため、電話や訪問など
を行う場合があります。

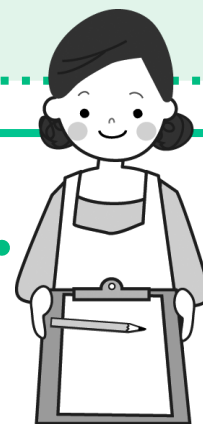
同意しない

【平常時】の名簿

名簿情報を避難支援等関係者へ提供することに同意した方のみの名簿です。平常時において、登録者の方の所在の確認や見守りなどに活用します。

【災害時】の名簿

災害が発生した時に、避難行動の支援や安否確認、救助活動などに避難支援等関係者と協力して活用する登録したすべての方が記載されている名簿です。平常時は区のみが保管をして、避難支援等関係者には提供しません。



3. 名簿の記載内容

【平常時】の名簿には、

本人情報として

①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所 ⑤電話番号などの連絡先

⑥避難支援を必要とする理由（要介護認定の有無、障害の種別など）、福祉サービス事業者など

緊急連絡者の情報として

①氏名 ②住所 ③本人との関係 ④電話番号など連絡先

【災害時】の名簿には、【平常時】の名簿に加え、要介護度や障害の等級などが記載されます。

4. 避難支援における注意

当名簿への登録は、災害時に必ず避難支援・安否確認が行われることを保証するものではありません。また、避難支援等関係者に対して、避難支援・安否確認を行ううえで、法的な責任や義務を負うものではないことをご理解ください。



5. 郵送先 「外部提供同意書」「登録届出書」は下記宛にご郵送ください。

〒114-8508（住所不要）健康福祉課健康福祉係

※当名簿に関するお問い合わせ <避難行動要支援者名簿コールセンター>

☎ 0120(100)573

平成29年6月19日(月)から8月25日(金)まで
月～金曜(祝日を除く)：午前9時～午後5時

※電話によるお問い合わせが困難な方は、FAX03(3908)6666へ